

令和5年5月

お客さま各位

当金庫の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、栃木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

当金庫は、5月8日（月）から「新型コロナウイルス感染症」の感染症法上の位置付けが「5類感染症」への変更に伴い、職員の「マスク着用」についても着用の義務を撤廃致しました。

なお、各営業店のロビー・ATM付近には消毒液を継続して設置させていただきますので、必要に応じてご利用ください。

お客さまには、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上



栃木信用金庫